

広島司法書士会調停センターが
新型コロナウイルス感染症拡大
によるトラブル

無料で

話し合いによる解決をお手伝い

災害調停

Alternative Dispute Resolution
(裁判外紛争解決手続)

新型コロナウイルス感染症拡大に起因する、賃貸借問題(家賃支払猶予：明渡に伴う原状回復・中途解約による違約金の支払い)・金銭の貸借問題・解雇に伴う金銭問題に関わるトラブルで悩んでいませんか？

広島司法書士会調停センターでは、140万円以下の争いについて、司法書士が間に入り、話し合いをサポートしトラブルの解決を目指します。



費用はどのくらいかかるの？



全て無料です。解決しても、解決しなくても調停手続の手数料はかかりません。



解決までにどれくらいの期間がかかりますか？



3ヶ月程度の期間で3回以内の話し合いによる解決を予定しています。



調停はいつ・どこであるの？



原則、広島司法書士会館を利用します。

なお、お申込みの事案が調停の手続きに適しているかどうかの判断を行うため、事前に事案の聴き取りをさせていただくことになります。

災害調停の流れ

新型コロナウイルス感染症拡大によるトラブルについて、調停人（司法書士）が双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いを中心とした調整をお手伝いいたします。



申立人

手続案内申込(FAX)

※下記、災害調停申込用紙をご記入後 FAXしてください。

電話でのお申し込みも承ります。
TEL 082-221-5345

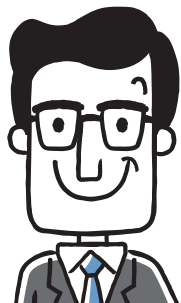
事前相談・説明

話し合い(調停)申立

手数料等は 全て無料

申立人となる方、相手方となった方の災害調停手続きにかかる手数料等は、双方一切かかりません。

災害によるトラブル



司法書士会

受付

話し合い(調停)期日

話し合い(調停)成立

合意契約書の作成

納得・解決



呼出

呼出に不応答

不成立

調停終了(不成立)



広島司法書士会調停センター (広島司法書士会館内)

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番69号
TEL 082-221-5345 FAX 082-223-4382

<https://www.shiho-hiro.jp/>

無料実施期間：令和2年12月31日まで
ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、期間が延長される場合があります。詳しくは調停センターにお問い合わせください。

広島司法書士会

検索

※申込を希望する場合は下記申込用紙へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送してください。

災害調停申込用紙

(送信先 広島司法書士会事務局 御中 **FAX 082-223-4382**)

年 月 日

申 込 人	氏 名 (会社名及び 代表者名)	ふりがな	電話番号
	住 所	〒 -	携帯番号

● 困り事内容についてご記入ください。

[広島司法書士会調停センター記入欄]

【相談日】 年 月 日 【相談場所】 【相談担当司法書士名】

受付番号

受付日時

年

月

日

時

分

受付担当者